16. 水質汚濁に係る環境基準について

目 次

第1章	環境基準・・・・・・16-1
第2章	公共用水域の水質の測定方法等・・・・・・・・・・16-2
第3章	環境基準の達成期間等・・・・・・・・・・・16-2
第4章	環境基準の見直し・・・・・・・16-3
別表 1	人の健康の保護に関する環境基準 16-4
別表 2	生活環境の保全に関する環境基準 16-5
1	河川16-5
(1) 河川16-5
(2) 湖沼16-7
2	海域16-10

水質汚濁に係る環境基準について

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境(同法第2条第3項で規定するものをいう。以下同じ。)を保全するうえで維持することが望ましい基準(以下「環境基準」という。)は、次のとおりとする。

第1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保 全に関し、それぞれ次のとおりとする。

- 1 人の健康の保護に関する環境基準
 - 人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。
- 2 生活環境の保全に関する環境基準
 - (1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域 類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、 同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。
 - (2) 水域類型の指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。
 - ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水 域を優先すること。
 - イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。
 - ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。
 - エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。
 - オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。
 - カ 対象水域が、2以上の都道府県の区域に属する公共用水域(以下「県際水域」 という。)の一部の水域であるときは、水域類型の指定は、当該県際水域に 関し、関係都道府県知事が行う水域類型の指定と原則として同一の日付けで 行うこと。

第2 公共用水域の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、公共用水域の水質の測定を行なう場合には、次の事項に留意することとする。

- (1) 測定方法は、別表1および別表2の測定方法の欄に掲げるとおりとする。 この場合においては、測定点の位置の選定、試料の採取および操作等につい ては、水域の利水目的との関連を考慮しつつ、最も適当と考えられる方法に よるものとする。
- (2) 測定の実施は、人の健康の保護に関する環境基準の関係項目については、 公共用水域の水量の如何を問わずに随時、生活環境の保全に関する環境基準 の関係項目については、公共用水域が通常の状態(河川にあっては低水量以 上の流量がある場合、湖沼にあっては低水位以上の水位にある場合等をいう ものとする。)の下にある場合に、それぞれ適宜行なうこととする。
- (3) 測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合には、水域の特性を考慮して、2ないし3地点の測定結果を総合的に勘案するものとする。

第3 環境基準の達成期間等

環境基準の達成に必要な期間およびこの期間が長期間である場合の措置は、次のとおりとする。

- 1 人の健康の保護に関する環境基準 これについては、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。
- 2 生活環境の保全に関する環境基準 これについては、各公共用水域ごとに、おおむね次の区分により、施策の推進 とあいまちつつ、可及的速かにその達成維持を図るものとする。
 - (1) 現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているものまたは生じつつあるものについては、5年以内に達成することを目途とする。ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じても、この期間内における達成が困難と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。

(2) 水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のうち、(1)の水域以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

第4 環境基準の見直し

- 1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。
 - (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更および環境上の条件となる項目の 追加等
 - (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等
 - (3) 水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域および 当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更
- 2 1の(3)に係る環境基準の改訂は、第1の2の(2)に準じて行なうものとする。

※別表1及び別表2については、「公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準」を参照のこと

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

(平成25年環境告示第30号により一部を改正)

		(平成20平泉境市小第30万により一部を以正)
項目	基準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.01mg/l 以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3 又は55.4 に定める方法(準備操作は規格 55 に定める方法によるほか、 付表 8(※)に掲げる方法によることができる)
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	0.01mg/1 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/1 以下	規格 65.2 に定める方法
砒素	0.01mg/l 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/1以下	付表1(※)に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2(※)に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表3(※)に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/1 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/1以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.01mg/1 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/1以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/1 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/1以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/1以下	付表4(※)に掲げる方法
シマジン	0.003mg/1以下	付表5(※)の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/1 以下	付表5(※)の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/1 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/1 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/1 以下	硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/1 以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)(注(6)第三文を除く。) に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害とな る物質が共存しない場合にあっては、これを省略することがで きる。)及び付表6(※)に掲げる方法
ほう素	1mg/l 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.005mg/1以下	付表7(※)に掲げる方法

備老

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸 イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に 換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- (※) 昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)の付表

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

- 1 河川
- (1) 河川(湖沼を除く。)

ア

<i>y</i>		基 準 値					
項目類	利用目的の適 応性	水素イオン濃度	生物化学 的酸素要 求量	浮遊物質量	溶存酸素量	大腸菌群数	該当水域
型		(pH)	(BOD)	(SS)	(DO)		
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるも の	6.5 以上 8.5 以下	1mg/1以下	25mg/l 以 下	7.5mg/l以 上	50MPN/ 100ml 以下	
А	水道2級 水産1級 水浴及びB以 下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/l 以下	25mg/l 以 下	7.5mg/l以 上	1,000MPN/ 100ml 以下	
В	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるも の	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	25mg/l 以 下	5mg/l 以上	5,000MPN/ 100ml 以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと
С	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるも の	6.5 以上 8.5 以下	5mg/l 以下	50mg/l以 下	5mg/l 以上	-	に指定する水域
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/l 以下	100mg/l以 下	2mg/l 以上	_	
Е	工業用水3級環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/l以 下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこ と。	2mg/l 以上	_	
測 定	≅ 方 法	規格 12.1 に定又を ながるが を質別 に法ス電を を質別 に同 を質別 に同 を りこ度 に の と り と り と り と り と り と り と り と り と り と	規格 21 に 定める方法	付表 9(※) に掲げる方 法	規格 32 に 定又電を で で で で で で 質 測 に 同 か に に に に に に に に に に に に に に に に に	最確数による定量法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/1 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼海域もこれに準ずる。)。
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

試料 10ml、1ml、0.1ml、0.01ml・・・・・のように連続した4段階(試料量が 0.1ml 以下の場合は 1ml に希釈して用いる。)を5本ずつ BGLB 醗酵管に移殖し、35~37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100 ml 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

(※) 昭和46年12月28日環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)の付表

(注) 1 自然環境保全 :自然探勝等の環境保全

2 水道1級 :ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級 :沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級 :前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級 :ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の

水産生物用

水産2級 :サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産 3 級 :コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用 工業用水 1 級 :沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級 :薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級 :特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

1

項目	北		基準値		
累計	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	該当水域
生 物 A	イワナ、サケマス等比較 的低温域を好む水生生 物及びこれらの餌生物 が生息する水域	0.03 mg/1以下	0.001 mg/l以下	0.03 mg/1以下	第1の2の(2)に より水域類型 ごとに指定す る水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l以下	0.0006 mg/l以下	0.02 mg/1以下	
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温 域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息 する水域	0.03 mg/1以下	0.002 mg/l以下	0.05 mg/1以下	
	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/1以下	0.002 mg/l以下	0.04 mg/l以下	
測定方法			付表11(※)に掲げる方法	付表12(※)に掲げる方法	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- (※) 昭和46年12月28日環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)の付表
- (2)湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上あり、かつ、水の滞留 時間が4日間以上である人工湖)

T

項			基 準 値				
類型型	利用目的の適応 性	水素イオン濃度	化学的酸素 要求量	浮遊物質量	溶存酸素量	大腸菌群数	該当水域
	1.34.4	(pH)	(COD)	(SS)	(DO)		
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/l以下	1mg/1以下	7.5mg/1以上	50MPN/ 100ml 以下	
А	水道 2・3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	5mg/1以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/ 100ml 以下	第1の2の (2)により水
В	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/1以下	15mg/l以下	5mg/l 以上	I	域類型ごとに 指定する水 域
С	工業用水2級環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/1以上	-	
測定方法		規格 12.1 に 定める方法 又はガラスる 極を質測定より 視測によりこれ 同程度の 調結果の られる方法	規格 17 に定める方法	付表 9(※)に 掲げる方法	規格 32 に定 める方法電 は 関連を 関連を 関連を 関連を 関連を 関連を 関連を 関連を 関連を 関連を	最確数による定量法	

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (※) 昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)の付表
- :自然探勝等の環境保全 自然環境保全 (注) 1

水道1級 :ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2・3 級 :沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行

うもの

水産1級 :ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産

生物用

水産2級 :サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生

水産3級 :コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用 工業用水 1 級 :沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級 :薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの 5

:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度 環境保全

イ

項目	利田口供の客内は	基注	基準値		
類型	利用目的の適応性	全窒素	全燐	該当水域	
I	自然環境保全及び Ⅱ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/1以下		
П	水道 1、2、3 級(特殊なものを除く。) 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l 以下	0.01mg/l 以下		
Ш	水道 3 級(特殊なもの)及び IV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l 以下	0.03mg/l以下	第1の2の(2)により 水域類型ごとに指	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/l 以下	0.05mg/l 以下	定する水域	
V	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/l 以下	0.1mg/1以下		
/## ±7.	測定方法	規格 45.2、45.3 又は 45.4 に定め る方法	規格 46.3 に定める 方法		

備考

- 基準値は年間平均値とする。
- 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素 2 の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全 :自然探勝等の環境保全

水道1級 :ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級 :沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な

水道3級 特殊な浄水操作を行うものをいう。)

:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用 3 水産1種

水産2種 :ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種 :コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目			基準値		
累計	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	該当水域
生 物 A	イワナ、サケマス等比較 的低温域を好む水生生 物及びこれらの餌生物 が生息する水域	0.03 mg/1以下	0.001 mg/l以下	0.03 mg/1以下	第1の2の(2)に より水域類型 ごとに指定す る水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/1以下	0.0006 mg/l以下	0.02 mg/1以下	
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温 域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息 する水域	0.03 mg/l以下	0.002 mg/l以下	0.05 mg/l以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水 域のうち、生物Bの欄に 掲げる水生生物の産卵 場(繁殖場)又は幼稚仔 の生育場として特に保 全が必要な水域	0.03 mg/l以下	0.002 mg/l以下	0.04 mg/l以下	
測定方法		規格53に定める方法 (準備操作は規格53に 定める方法によるほ か、付表10(※)に掲げ る方法によることができ る。また、規格53で使 用する水については付 表10(※)の1(1)によ る。)	付表11(※)に掲げる方 法	付表12(※)に掲げる方 法	

^(※) 昭和46年12月28日環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)の付表

2 海域

ア

項				基 準	値		
類型	利用目的の適 応性	水素イオン濃度	化学的酸素 要求量	溶存酸素量	大腸菌群数	n-ヘキサン抽 出物質	該当水域
		(pH)	(COD)	(DO)		(油分等)	
А	水産 1 級 水浴 自然環境保全 及び B 以下の 欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml 以下	検出されない こと。	第1の2の(2) により水域類
В	水産2級 工業用水及び Cの欄に掲げる もの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/l 以下	5mg/1以上	_	検出されない こと。	型ごとに指定する水域
С	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/l以下	2mg/1以上	_	_	
	川定方法	規格 12.1 に 定める方法を はガラス る水 自動監置に表 を用り 定装を同程度 の計測結果の 得られる方法	規格 17 に定める方法(ただし、B 類型の工業用水及び水産 2 独のうち/川遠における測定方法はアルカリ性法)	規格 32 に定 める方法又は 隔膜電極を用 いる水質自動 監視測定よりこれと 同程度の計測 結果の得られ る方法	最確数による定量法	付表 13(※)に 掲げる方法	

備考

- 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml 以下とする。
- 2 アルカリ性法とは、次のものをいう。

試料50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10W/V%)1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2 mmoL/L)10mlを正確に加えたのち、沸騰した水溶中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10W/V%)1mlとアジ化ナトリウム溶液(4W/V%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液で(10mmoL/L)でんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

 $COD(O_2mg/l)\!=\!0.08\!\times\!((b)\!-\!(a))\!\times\!fNa_2S_2O_3\!\times\!1000/50$

(a):チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmoL/L) の適定値(ml)

(b):蒸留水について行った空試験値(ml)

 $fNa_2S_2O_3$:チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmoL/L)の力価

- (※) 昭和46年12月28日環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)の付表
- (注) 1 自然環境保全 :自然探勝等の環境保全

2 水産1種 :マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2種 :ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

1

項目	MULL HANKELIN	基	準値	44.L.W.44
類型	利用目的の適応性	全窒素	全燐	該当水域
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄 に掲げるもの(水産2種及び3 種を除く。)	0.2mg/l 以下	0.02mg/l 以下	
п	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げる もの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/l以下	0.03mg/l 以下	第1の2の(2)により水域類型ご
Ш	水産2種及びIVの欄に掲げるも の (水産3種を除く。)	0.6mg/l 以下	0.05mg/l以下	とに指定する水域
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/l 以下	0.09mg/l 以下	
	測定方法	規格 45.4 に定め る方法	規格 46.3 に定め る方法	

備考

1 基準値は年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全 :自然探勝等の環境保全

2 水産1種 :底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲され

る

水産2種 :一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種 :汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される 生物生息環境保全 :年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目	水生生物の生息状況の		基準値		
累計	適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	該当水域
生 物 A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/1以下	0.001 mg/l以下	0.01 mg/l以下	第1の2の(2)に より水域類型 ごとに指定す る水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水 生生物の産卵場(繁殖 場)又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必 要な水域		0.0007 mg/l以下	0.006 mg/l以下	
測定方	法		付表11(※)に掲げる方法	付表12(※)に掲げる方法	

(※) 昭和46年12月28日環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)の付表